

取扱区分：「公開」

令和6年第10回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)



令和6年10月10日（木）10時00分

於：周南市役所 多目的室

令和 6 年第10回

周南市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和 6 年 1 0 月 1 0 日 (木) 午前 1 0 時 0 0 分 ～午前 1 1 時 1 3 分

2 場 所 周南市役所 多目的室

3 出席者等

(1) 出席委員 1 6 人

1 番	林	俊	一	2 番	歳	光	時	正
3 番	野	村	邦	幸	4 番	重	永	正
6 番	笠	井	保	雄	7 番	河	内	邦
9 番	佐	伯	信	治	10 番	高	橋	恵
11 番	秋	貞	啓	子	12 番	藤	井	孝
13 番	山	下	敏	彦	15 番	市	川	進
16 番	有	馬	俊	雅	17 番	兼	重	智
18 番	田	中	榮	作	19 番	白	石	純
				治				

(2) 欠席委員 3 人

5 番	佐	伯	伴	章	8 番	藤	原	典
14 番	瀧	山	美	智	子			

(3) 事務局職員 4 人

局 長	中	山	浩	毅	次 長	中	村	仁
次長補佐	神	本	和	典	書 記	山	崎	絵
								美

(5) 傍聴人 なし

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議決事項

議案第39号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	6件
議案第40号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について	1件
議案第41号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	10件
議案第42号	農地利用最適化推進委員の委嘱について	1件
議案第43号	周南市農業委員会会長専決規程の一部を改正する規程制定について	1件
議案第44号	周南市農業委員会事務局規程の一部を改正する規程制定について	1件

第3 報告事項

報告第74号	農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について	6件
報告第75号	農地法第4条第1項第8号及び農地法施行規則第29条の規定による農地の転用の制限の例外としての届出について	2件
報告第76号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地等の転用のための権利移動の届出について	3件
報告第77号	農地法第6条の2第1項の規定による農地所有適格法人以外の法人等からの農地等の利用状況の報告について	2件
報告第78号	非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等が非農地であることの報告について	5件
報告第79号	相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況についての税務署からの照会に対する回答等について	2件
報告第80号	現況が農地でないことの証明等について	3件

中山事務局長

皆さん、おはようございます。

それでは、総会を開催いたします。

携帯電話につきまして、マナーモード、電源確認をお願いいたします。

次に、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は、19人中16人で、周南市農業委員会総会会議規則第9条の規定を充たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、5番・佐伯伴章委員、8番・藤原典子委員、14番・瀧山美智子委員の3人で、周南市農業委員会総会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

恐れ入りますが、議案第41号の農地法第5条転用許可の差し替え及び転用に係る参考資料の18ページ、23ページ、28ページの差し替えを配付しておりますので、よろしくお願ひします。

また、議案等についての発言の際は、着席のままでお願いします。

それでは、議長よろしくお願ひします。

開会（午前10時01分）

議長（山下会長）

それでは、ただ今より令和6年第10回、周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会総会会議規則第25条第3項に規定された議事録署名委員は、議長より指名することに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議長より指名いたします。

10番・高橋恵委員、15番・市川 進委員のご両名にお願いいたします。

議事日程第2、議決事項に入ります。

議案第39号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

中村事務局次長

中村事務局次長

1ページから2ページの議案第39号は、1議案6件です。

番号1番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、田1筆の面積が721平方メートルで譲受人の自宅に隣接する農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は譲受人からの申し出により譲り渡すものです。

譲受人は、畑として使用し各種野菜を栽培するため譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

河内委員

7番河内委員

7番河内です。番号1について補足説明をします。

9月19日に事務局職員と推進委員と共に現場調査をしました。

内容については事務局で説明されたとおりです。

また、申請者と意思確認を後日に行いました。

場所は、大河内市民センターから東に約1,300メートルで、山陽高速道と県道下松田布施線の横です。

議長（山下会長）

自己管理の遊休農地で、田721平方メートルです。

譲受人は自宅の隣にあり申請地で農業をするため譲渡人に譲り受けを申し出したところ承諾を得ました。

譲渡人は県外に居住しており、耕作をしておらず譲受人の要望により譲り渡すことにしました。

調査結果をチェックリストの項目と照合したところ別に問題ないと思います。

以上、調査結果を終わります。

ありがとうございました。

それでは、議案第39号、番号1番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第37号、番号1番について、採決を行います。

本件は、許可することにご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第39号、番号1番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第39号、番号2番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

中村事務局次長

中村事務局次長

番号2番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、田1筆、畑2筆の面積が1,706.70平方メートルの農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は高齢で耕作が困難なため譲り渡すものです。

譲受人は、芋類や季節野菜、果樹等を栽培するため譲り受けるものです。

	農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。 以上でございます。
議長（山下会長）	ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。
7 番河内委員	河内委員 7 番河内です。番号 2 について補足説明をします。 9 月 19 日に事務局職員、推進委員と現場調査をしました。 内容については事務局で説明されたとおりです。 また、申請者と意思確認を行いました。 場所は、光市境より西に約 500 メートルで県道下松田布施線の横にあり畑耕作です。 字引地 75 番 2 は畑 340 平方メートル、75 番 8 は畑 287 平方メートルで内 33 平方メートルは農業用施設、73 番 1 の畑は 1,083 平方メートルの合計 1,706 平方メートルの 3 筆です。 譲受人は、申請地で農業をするため譲渡人に譲り受けを申し出たところ承諾を得たとのことことです。 譲渡人は高齢となり耕作ができなくなり、譲渡先を探していたところ譲受人から申し出があり譲渡することにしました。 調査結果をチェックリストの項目と照合したところ特に問題ないと思います。 以上、調査結果を終わります。
議長（山下会長）	ありがとうございました。 それでは、議案第 39 号、番号 2 番について質疑を行います。 ご意見、ご質問は、ございませんか。 （なしの声あり） 特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。 議案第 39 号、番号 2 番について、採決を行います。

本件は、許可することにご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第39号、番号2番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第39号、番号3番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

中村事務局次長

番号3番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、畑1筆の面積が41平方メートルで譲受人の自宅に隣接する農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は譲受人からの申し出により譲り渡すものです。

譲受人は、以前より管理を任されており、季節の野菜等を栽培するため譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

河内委員

7番河内です。番号3について補足説明をします。

9月19日に事務局職員と推進委員と現場調査を行いました。

内容については事務局で説明されたとおりです。

また、後日に申請者と意思確認しました。

場所は、大河内市民センターから東に約1,200メートルで県道下松田布施線の横です。

譲受人は以前申請地を借りて耕作していたが自宅前という立地も

中村事務局次長

議長（山下会長）

7番河内委員

議長（山下会長）

あり、今後も耕作したいと思い譲り受けを申し出たとのことでした。

譲渡人は自宅から離れた農地であることもあり応じることにしたものです。

調査結果、チェックリストの項目と照合したところ特に問題ないと思います。

以上、調査結果を終わります。

ありがとうございました。

それでは、議案第39号、番号3番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第39号、番号3番について、採決を行います。

本件は、許可することにご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第39号、番号3番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第39号、番号4番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

中村事務局次長

中村事務局次長

番号4番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、田1筆の面積が665平方メートルで、譲受人の自宅及び耕作中の農地に隣接する農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は譲受人からの申し出により譲り渡すものです。

譲受人は、水稻栽培をするため譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

議長（山下会長）

以上でございます。

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員の現地調査の結果及び補足説明について、説明原稿を提出していただいておりますので、事務局より説明をお願いいたします。

中村事務局次長

中村事務局次長

14番の瀧山委員からお預かりしている説明原稿を代読させていただきます。

番号4番について、補足説明をします。

9月25日に事務局職員2名、推進委員2名と私の5名で現地確認に行きました。

現地は譲受人の農地と接しており、譲渡人は農地の縮小を考えていたところ、農地を拡大したい意向がある譲受人から申し出があり、譲り渡すことにしたとのことでした。

電話による意思確認も取れており、問題ないと思われます。

ご審議のほどよろしく願いします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、議案第39号、番号4番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第39号、番号4番について、採決を行います。

本件は、許可することにご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第39号、番号4番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第39号、番号5番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

中村事務局次長

中村事務局次長

番号5番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、田1筆の面積が1,190平方メートルの農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は管理ができないため譲り渡すものです。

譲受人は、里芋やゴボウ等を栽培し畑として管理をしていくものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員の現地調査の結果及び補足説明について、説明原稿を提出していただいておりますので、事務局より説明をお願いいたします。

中村事務局次長

中村事務局次長

14番の瀧山委員からお預かりしている説明原稿を代読させていただきます。

番号5番について、補足説明をします。

9月25日に事務局職員2名、推進委員2名と私の5名で現地確認に行きました。

譲渡人は、譲受人の援助を受けて耕作を続けていたが、体調を崩したため、譲受人に農地を譲ることにしたものです。

譲受人は、以前から耕作を手伝っていたこともあり、申請地を譲り受けることにしたとのことでした。

現地は、水路が変更されており、畑として利用できる状態であり、既に一部を畑として利用して里芋等の野菜が作られています。

電話による意思確認もできており、問題はないと思われます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

中村事務局次長

それでは、議案第39号、番号5番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第39号、番号5番について、採決を行います。

本件は、許可することにご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第39号、番号5番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第39号、番号6番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

中村事務局次長

番号6番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、田4筆、畑2筆の面積が3495.75平方メートルの農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は農業をしないため譲り渡すものです。

譲受人は、田で稲作を行い、畑では各種根菜や豆類等を栽培していくものです。

提出された許可申請書によれば、農作業に従事する者の状況として、譲受人及びその兄の農作業経験年数はいずれも0年とされています。

また、譲受人からの聞き取りにおいても譲受人とその兄は農業経験がないことを確認しています。

許可申請書に添付された営農計画書では、作目及び利用計画について、田で稲作を、畑で各種根菜、葉菜、芋類、豆類等を栽培し、耕起から収穫までの一連の作業を、譲受人とその兄で行うとされています。

農機具の保有状況等については、草刈機、トラクター、軽トラを購入予定で、その他必要な農機具は随時購入または賃借の予定とされています。

また、令和7年4月から、農業大学校で農業研修を受ける予定とされています。

農地法第3条第1項の許可について、同条第2項は農地等の使用及び収益を目的とする権利の取得に当たっての許可要件を定めており、同項第1号では、農地等の権利を取得しようとする者又はその世帯員等が保有している農地等を含め、それらの者が全ての農地等を効率的に耕作又は養畜の事業を行うと認められない場合には許可することはできないと規定されています。

これは、農地等の使用及び収益を目的とする権利の取得における「全部効率利用要件」といわれています。

国が、地方自治法第245条の9第1項及び第3項の規定に基づき、都道府県や市区町村が処理することとされる事務のうち国が本来、果たすべき役割に係るものであって、国においてその適正な処理を特に確保する必要がある第1号法定受託事務の処理基準を定めた「農地法関係事務に係る処理基準」の中で、「耕作又は養畜の事業に供すべき農地等」とは、農地法第3条第1項の許可の申請に係る農地等及び当該農地等について同条第2項第1号に掲げる権利を取得しようとする者又はその世帯員等が既に同号に掲げる権利を有している農地等とされ、同法第32条第1項各号に該当する遊休農地の所有者及び同法第51条第1項各号に該当する違反転用者については、耕作又は養畜の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められないとされています。

また、「効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行う」と認められるかについては、農地等の権利を取得しようとする者又はその世帯員等の経営規模や作付作目等を踏まえて、機械が十分に確保されているか、労働力が十分に確保されているか、技術が十分あるかなど

に着目して総合的に判断するとされています。

農業委員会等に関する法律第42条第1項に規定する全国農業委員会ネットワーク機構である一般社団法人全国農業会議所が令和5年12月に発行した「農地取得の窓口対応マニュアル」において、農水省への照会の回答を記載した「権利取得者が新規就農希望者やサラリーマンなどで農作業の経験がない場合、農地法第3条第2項第1号の要件をどのように判断すべきか。」の中で、権利取得者が新規就農者などで農作業の経験がない場合の農地法第3条第2項第1号の要件を判断する方法として、技術については、権利取得者の①農業大学校や農協等の研修施設における実習経験、②農業法人、^{とくのか}篤農家等の下での就業経験等があることを確認することが示されています。

本申請においては、田は計3,046.75平方メートル、畑は計449平方メートルの経営規模に対し、研修施設における実習経験や農業法人等での就業経験などの農作業の経験がない譲受人が、農地等を取得後、速やかに全ての農地等を自ら耕作することは極めて困難であると言わざるを得ないと考えます。

したがって、農地法第3条第2項第1号に規定された、全部効率利用要件を満たしているとするのは難しく、許可することはできない案件であると考えます。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

佐伯信治委員

9番佐伯委員

9番佐伯信治です。

番号6番について補足説明を行います。

事務局職員及び推進委員と現地調査を行いました。

概要については事務局より説明されたとおりです。

当該地は、ほ場整備の完了地区で末武川水系の下流部分にあり、

八代地区では平地箇所当たる場所です。

調査時は、稲等が作付けされている状況にありました。

9月下旬に譲渡人に電話で譲渡の経緯について確認したところ、相続したが市外居住で農業をしないので家と農地を譲渡するとのことでした。

また、同日譲受人と電話にて調査項目に沿って確認を行ったところ八代地区に移住するため家と農地を購入したいとのことでした。

新規就農者で、県外居住の兄の手伝いを受けながらやっていきたいと考えているが、兄も私も農業経験もなく令和7年4月から農業大学校で農業研修を受ける予定であるとのことでした。

また、農機具等はまだ取得しておらず、許可後に離農者からトラクター等を購入予定であり、他の農機具等は農業法人「ファームつるの里」から借り受けたいと考えてり、地域からの支援体制等については、まだ相談しておらず、今後農業法人に相談したいと考えているとのことでした。

先ほど事務局の説明にもありましたが、農地法第3条第2項第1号に規定されております全部効率利用要件を充たしていないため本件については不許可が妥当と考えております。

よろしくご審議の程お願いします。

ありがとうございました。

それでは、議案第39号、番号6番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

本件は、不許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第39号、番号6番は、不許可と決定いたします。

なお、不許可決定通知の文案は会長にご一任いただくことでご異

議長（山下会長）

議はございませんか。

(異議なしの声あり)

申請者への不許可決定通知の文案は会長にご一任いただくことに決定いたしました。

次に、議案第40号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

神本事務局次長補佐

神本次長補佐

3ページの議案第40号は、1議案1件です。

番号1番についてご説明いたします。

申請人は、高齢で管理ができないため、植林で管理しようとするものです。

申請地は、周南市向道支所から西へ約1,200メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図は参考資料の1ページから4ページのとおりです。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

秋貞委員

11番秋貞委員

11番秋貞です。

番号1番についてご報告いたします。

さる9月17日に事務局職員2名、推進委員と共に4名にて現地を確認し、その後10月8日に申請人に電話にて話を伺いました。

申請人の実家に隣接する農地は2年前まで畑として耕作されて

いたとのことですが、周囲の森林からこぼれ落ちた種で生えてきたヒノキの芽が苗として使えるくらいの状況で、畑の中央には既にか
なりの大きさのヒノキも育っておりました。

畑として耕作するには、自宅からの距離もあって管理が困難との
ことです。

苗は畑の中で自生したものが育てられておりました。

100本程度、植林される予定との事でした。

畑に比べて管理もしやすく、苗も自生の物で用意できるそう
です。

周囲も山林であることから、管理しやすいかと思われます。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、議案第40号、番号1番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第40号、番号1番について、採決を行います。

本件は、許可とすることにご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第40号、番号1番は、許可と決定い
たします

次に、議案第41号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に
ついて」、番号1番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

4ページから6ページの議案第41号は、1議案10件です。

番号1番についてご説明いたします。

この案件は、農地を資材置場として恒久転用しようとするもので

議長（山下会長）

神本次長補佐

す。

資材置場を目的とする転用許可につきましては、令和6年3月28日付け農林水産省農村振興局長通知「資材置場等目的での農地転用許可の取扱いについて」が発出されました。

近年、資材置場等に転用する目的で農地転用許可を取得し、事業完了後1か月足らずの間に太陽光発電設備が設置される事例が複数確認されており、許可申請上の疑義が生じているほか、不要不急の農地転用につながるおそれがあることから、より一層厳格な対応が必要となっています。

そのため、転用目的が資材置場のように建築物の建築等を伴わないものである場合には、一時転用により目的が達成できる事案かどうかを検討する等、恒久転用の必要性を確認し、また許可後においては工事の完了までの進捗状況報告及び工事の完了報告に加え、工事の完了報告があった日から3年間、6か月ごとに事業の実施状況を報告することという転用許可条件を付けることとなりました。

この通知を受け、本委員会では「お知らせ 資材置場等の目的での農地転用許可について」を作成し、市ホームページに掲載し周知を図っています。

番号1番の譲受人は、申請地を購入し、真砂土200平方メートル、砂利50平方メートル、U字溝20から30本、バックホウ1、2台を置くことができる資材置場を整備しようとするものです。

譲受人は、自身が代表を務める建設会社が使用している既存の資材置場が熊毛地区にありますが、徳山地区の受注工事の増加に伴い、新たな資材置場が必要であるとのことでした。

譲渡人は、高齢で後継者もいないことから譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、周南市久米支所から北へ約1,300メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は参考資料の5ページから9ページのとおりです。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

なお、譲受人の既存施設については、位置図や写真によりその利用状況を確認しております

また、申請地の工事完了後は、資材置場として継続して使用する旨の誓約書が提出されています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

兼重委員

17番兼重委員

17番兼重です

番号1番について、事務局の説明に関連して、現地調査の結果及びその補足説明をいたします。

去る9月19日に、推進委員及び事務局職員と共に現地確認し、同日に譲渡人及び譲受人に電話をし、状況を確認しました。

申請地は、市街地に近く徳山高専の西側で、山陽自動車道に隣接しており、とうの山の登山口の土地で、2段になった三角地です。

近年耕作しておらず、現在は雑草が繁茂している状態です。

譲渡人は高齢で農地の管理ができず、後継者もいないため譲受人の要請に応ずることにしたとのことことです。

譲受人は、建設会社を経営しており、事業拡張により資材が増え、周南市内で交通の便も良い資材置場を探していたとのことことです。

また、近隣の地権者には転用内容を説明し、問題が発生した場合は、自ら善処するとのことことです。

立地基準に照らして転用に問題はなく、また関係書類も完備されており、農地転用の確実性が認められ、周辺農地への被害防除措置が適切で、地域の農業上の利用に支障がなく、調査項目からも特に

議長（山下会長）

問題はないと考えます。

よろしくご審議をお願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、議案第41号、番号1番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第41号、番号1番について、採決を行います。

本件は、許可することにご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第41号、番号1番は、許可と決定いたします

続きまして、議案第41号、番号2番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

神本次長補佐

番号2番についてご説明いたします。

譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積424.73平方メートル、パネル枚数164枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが1基です。

譲渡人は、高齢となり、管理が困難となったため、譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、周南市高水会館から東へ約30メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は参考資料の10ページから13ページのとおりです。

農地区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている第3種農地に該当します。

事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

議長（山下会長）

以上でございます。

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

笠井委員

6番笠井委員

6 番笠井です。

番号 2 番について、9 月 20 日に事務局職員、推進委員さんと太陽光設置業者、農地所有者で、現地確認とともに内容確認、意思確認をしました。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

補足説明として申請地は J R 岩徳線高水駅近くで、県道に面しています。

現況はきれいに草を刈った状態でした。

この農地は親から相談した土地とのことでした。

以前は水稻を栽培されていましたが、近年は休耕され、数年間草を刈って維持管理されてきました。

しかし、高齢のため今後も耕作することができず、後継者もいないため、譲受人に売却することにしたとのことでした。

譲受人は太陽光発電事業者で適地を探していたところ、休耕している農地があったため、購入することにしたとのことでした。

水路など周辺の農地への影響は問題ないと考えます。

なお、隣接地の土地所有者や耕作者など、影響があると思われる方々には、事前に計画を説明し、了解を得たとのことでした。

草刈りは年 2 回行い、境界とフェンスの間は防草シートを敷設し除草剤は使用していないとのことでした。

その他調査項目に従って調査しましたが問題ないと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、議案第 41 号、番号 2 番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第41号、番号2番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第41号、番号2番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第41号、番号3番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

番号3番についてご説明いたします。

借主は、自己用住宅を建設するため、申請地を使用貸借により借受けようとするものです。

貸主は、現在耕作していないので、子である借主の申出に応じることとしたものです。

申請地は、菊川中学校から北東へ約300メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は参考資料の14ページから17ページのとおりです。

農地区分は、沿道に水道管及び下水道管が埋設され、菊川中学校から約300メートル、周南市菊川市民センター加見分館から約400メートルとおおむねこれらの施設から500メートル以内の農地で第3種農地に該当します。

事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

重永委員

神本次長補佐

議長（山下会長）

4 番重永委員

4番の重永です。

番号3番について補足説明をいたします。

9月20日に事務局職員、推進委員と共に現地を確認しました。

譲渡人には現地確認時、譲受人には10月4日、電話で意思確認、内容確認をいたしました。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

申請地は用水路を挟み公道に接している農地で、確認時は休耕となっていました。

譲受人は2年前に夫を亡くし、自宅周辺の農地の管理も難しくなってきたおり、譲受人から自己用住宅を建てたいと相談があり、譲受人の要望どおり無償で貸し付けることにしたとのことです。

譲受人は譲渡人の長男で、現在、実家から数キロ離れた借家に妻と子供の3人で住んでおられます。

父親が亡くなったことで、実家の隣に分家住宅を建てて、高齢の母親の世話をしたいとのことで、休耕している農地で野菜栽培などをしていきたいとのことです。

分家住宅の建築については、許可要件を満たしており、周辺住民の方々の同意も得られ、開発行為許可書の交付も受けておられます。

また、関係書類も完備しており、被害防除計画書など調査項目表に従って調査をしましたが、問題はないと思われます。

ご審議の程よろしくお願いいたします

ありがとうございました。

それでは、議案第41号、番号3番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第41号、番号3番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

議長（山下会長）

異議がありませんので、議案第41号、番号3番は、許可と決定いたします。

次の、議案第41号、番号4番及び番号5番は、譲受人が同一で、一体的に利用されることから、一括議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

神本次長補佐

番号4番及び番号5番についてご説明いたします。

番号4番について、譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積424.03平方メートル、パネル枚数162枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが1基です。

譲渡人は、管理が困難となったため、譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、周南市大河内市民センターから北東へ約1,290メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は参考資料の18ページから22ページのとおりです。

次に、番号5番について、借主は、番号4番の申請地で太陽光発電設備の設置を計画している土地への工事用搬入路として28.17平方メートルを使用貸借により一時的に利用しようとするものです。

貸主は、借主の希望があり、支障も無いことから貸すものです。

申請地は、周南市大河内市民センターから北東へ約1,270メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は参考資料の23ページから27ページのとおりです。

なお、借主から原状回復誓約書が提出されています。

番号4番及び番号5番の農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

議長（山下会長）

以上でございます。

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

河内委員

7 番河内委員

7 番河内です。

番号 4 番と番号 5 番について補足説明をします。

9 月 26 日に事務局職員と推進委員と現場調査をしました。

申請者には、後日確認をしました。

内容については事務局で説明されたとおりです。

4 番については、場所は、大河内市民センターから東に約 1,290 メートルのところでは、

面積は 843 平方メートルの田で自己管理の遊休農地です。

譲受人は太陽光発電事業者で適地を探しており、適地として申請地を譲り受けたいと思っておりました。

譲渡人は遠隔地に住んでおり、維持管理が困難な状況になり譲り渡すことにされました。

設置内容は、パネル 162 枚 出力 49.5 キロワットです。

続いて 5 番については、面積 884 平方メートルのうち一時転用 28.17 平方メートルの田で自己管理の遊休農地です。

貸付人は借受人の要望に答えたいとのことでした。

調査結果、チェックリストの項目に合致しており問題ないと思います。

以上、調査結果終わります。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、議案第 41 号、番号 4 番及び番号 5 番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第41号、番号4番及び番号5番について、採決を行います。
本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第41号、番号4番及び番号5番は、
許可と決定いたします。

続きまして、議案第41号、番号6番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

番号6番についてご説明いたします。

譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル
設置面積378.03平方メートル、パネル枚数146枚を設置するもので、
発電出力は49.5キロワットが1基です。

譲渡人は、高齢となり、後継者もなく、管理が困難となったため、
譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、周南市大河内市民センターから北東へ約1,310メートル
に位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、
公図、土地利用計画図は参考資料の28ページから32ページのとおり
です。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で
第2種農地に該当します。

土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書
など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員の現地
調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

河内委員

7番河内です。

番号6番について補足説明をします。

神本次長補佐

議長（山下会長）

7番河内委員

9月26日に事務局職員と推進委員と現場調査を行いました。

申請者と後日確認を行いました。

内容については事務局で説明されたとおりです。

場所は、大河内市民センターから東に約1,310メートルのところ
で、面積は1,124平方メートルの田で自己管理の遊休農地です。

譲受人は太陽光発電事業者で設置の適地を探していたところ適地
があり、申請地を譲り受けたいと思っておりました。

譲渡人は高齢となり維持管理が困難な状況になり、有効な土地利
用となるなら譲り渡すことにしたとのことでした。

設置内容は、参考資料が添付されていますが、パネル146枚、出力
49.5キロワットです。

また、水路は確保されており、周辺農地への影響はないと思われ
ます。

調査の結果、チェックリストの項目にあっており問題ないと思ひ
ます。

以上調査結果終わります。

ありがとうございました。

それでは、議案第41号、番号6番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第41号、番号6番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第41号、番号6番は、許可と決定い
たします。

続きまして、議案第41号、番号7番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

議長（山下会長）

神本次長補佐

神本次長補佐

番号7番についてご説明いたします。

譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積445.40平方メートル、パネル枚数172枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが1基です。

譲渡人は、高齢となり、後継者もなく、管理が困難となったため、譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、熊毛高速自動車国道入口から北へ約300メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は参考資料の33ページから36ページのとおりです。

農地区分は、高速自動車国道の出入口からおおむね300メートル以内で第3種農地に該当します。

事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

歳光委員

2番歳光委員

2番歳光です。

番号7番について9月26日に事務局職員と推進委員の2名が現地において調査・確認をし、私は9月28日に私が現地にお赴き調査・確認をしましたので報告をいたします。

譲渡人は近年耕作をしておらず、本人も高齢で後継者もなく維持管理が困難になり困っていたところ、譲受人が太陽光発電設備を設置したいとの話があり土地の有効利用に良いと思われて所有権移転に応じたということです。

付近にソーラー設備が多く出来ており、項目に従い調査を行いました問題ないと思われます。

よろしくご審議をお願いし報告を終わります。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、議案第41号、番号7番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第41号、番号7番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第41号、番号7番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第41号、番号8番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

神本次長補佐

番号8番についてご説明いたします。

譲受人は、寺の参拝者の駐車場が不足していたところ、譲渡人から寄進の申出があり、参拝者の利便性の向上を図るため、駐車場を新たに設置するものです。

譲渡人は、遠隔地に居住しており、耕作ができないことから譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、周南市夜市支所から西へ約300メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は参考資料の37ページから40ページのとおりです。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員の現地

調査の結果及び補足説明について、説明原稿を提出していただいておりますので、事務局より説明をお願いいたします。

神本次長補佐

神本次長補佐

14番の瀧山委員からお預かりしている説明原稿を代読させていただきます。

番号8番について、補足説明をします。

9月25日に、事務局職員2名、推進委員2名と私の5名で、現地確認に行きました。

現地は、草刈はされていましたが、耕作されている様子は見られない状況でした。

譲渡人は、遠隔地に住んでおり、譲受人が駐車場として利用したいとの相談があり、譲り渡すことにしたとのことです。

譲受人は、車が6台程度停められる広さの駐車場を必要としていて、申請地は自身が所有する土地に近く利便性が高いことから、譲り受けることにしたとのことです。

電話による意思確認も行いましたが、問題はないと思われます。

ご審議の程、よろしくお願いします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、議案第41号、番号8番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第41号、番号8番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第41号、番号8番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第41号、番号9番を議題といたします。

神本次長補佐

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

番号 9 番についてご説明いたします。

譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積361.49平方メートル、パネル枚数138枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが1基です。

譲渡人は、高齢となり、後継者もなく、管理が困難となったため、譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、戸田駅から南東へ約100メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は参考資料の41ページから44ページのとおりです。

農地区分は、鉄道の駅からおおむね 300 メートル以内で第3種農地に該当します。

事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員の現地調査の結果及び補足説明について、説明原稿を提出していただいておりますので、事務局より説明をお願いいたします。

神本次長補佐

神本次長補佐

14番の瀧山委員からお預かりしている説明原稿を代読させていただきます。

番号 9 番について、補足説明をします。

9月25日に、事務局職員2名、推進委員2名と私の5名で、現地確認に行きました。

現地は何年も耕作されておらず、譲渡人においては高齢であり、後継者も担い手もおらず、維持管理が難しいことから譲受人に売却することにしたとのことでした。

譲受人は、太陽光発電の設備を設置する場所を探しており、申請

議長（山下会長）

地への設備設置を決定し購入することにしたとのことでした。

現地には、すでに近くに同様の太陽光発電の設備も設置されており、特に問題がある様には思えませんでした。

電話にて意思確認もできております。

ご審議の程、よろしくお願いします。

ありがとうございました。

それでは、議案第41号、番号9番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第41号、番号9番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第41号、番号9番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第41号、番号10番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

神本次長補佐

番号10番についてご説明いたします。

譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積455.87平方メートル、パネル枚数176枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが1基です。

譲渡人は、高齢となり、後継者もなく、管理が困難となったため、譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、徳山西高速自動車国道入口から南へ約200メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は参考資料の45ページから49ページのとおりです。

農地区分は、高速自動車国道の入口からおおむね300メートル以内で第3種農地に該当します。

事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員の現地調査の結果及び補足説明について、説明原稿を提出していただいておりますので、事務局より説明をお願いいたします。

神本次長補佐

神本次長補佐

14番の瀧山委員からお預かりしている説明原稿を代読させていただきます。

番号10番について、補足説明をします。

9月25日に、事務局職員2名、推進委員2名と私の5名で、現地確認に行きました。

現地は、何年も耕作された様子はありませんでした。

譲渡人は高齢であり、後継者も担い手もおらず、維持管理が難しいので、譲受人に売却することにしました。

譲受人は、太陽光発電の設備を設置する土地を探していたところ、申請地への設備設置を決定し購入することにしたとのことでした。

隣接する田畑には、影響がでない等、説明はされており、水路等にも特に影響がでるとは思いませんでした。

電話による意思確認もできており、特に問題がないと思われます。

ご審議の程、よろしくお願いします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、議案第41号、番号10番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第41号、番号10番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第41号、番号10番は、許可と決定いたします。

次に、議案第42号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」、を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

議案第42号について、ご説明いたします。

第24区・呼坂の農地利用最適化推進委員の欠員が生じたため、令和6年8月14日から9月13日までの1ヶ月間公募を行いましたところ、1名の応募者がございましたので、9月25日に農地利用最適化推進員候補者評価委員会を開催し、応募者について評価を行い、候補者を決定いたしました。

農地利用最適化推進委員の委嘱については、農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により、農業委員会が委嘱することになっておりますことから、本議案においてお諮りするものです。

氏名等は記載のとおりで、委嘱期間は本日から令和8年7月23日までとなります。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の議案第42号について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第42号について、採決を行います。

承認することに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第42号は、承認することに決定しま

した。

次に、議案第43号「周南市農業委員会会長専決規程の一部を改正する規程制定について」と議案第44号「周南市農業委員会事務局規程の一部を改正する規程制定について」ですが、これらの規程の改正は関連がありますので一括議題といたします。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

中村事務局次長

中村事務局次長

8ページの議案第43号及び議案第44号の規程の改正の主なものについて、一括してご説明いたします。

今回の改正は、証明事務を整理する中で、買受適格証明の対象を追加したこと、贈与税及び相続税の納税猶予を引き続き受けるときの証明を整理したこと、非農地耕作再開届出に係る事務を加えたことが主な内容です。

まず、議案第43号「周南市農業委員会会長専決規程の一部を改正する規程制定について」ご説明します。

議案第43号別紙に参考として添付しております周南市農業委員会会長専決規程新旧対照表をご覧ください。

第2条は、会長専決事項ですが、第9号では、字句を整理しています。

第14号は、会長専決事項とする買受適格証明の対象の中に、農地法第3条の許可を要しない事項である農地中間管理機構が行う事業に伴う届出の受理を加えています。

第15号では、同じく会長専決事項とする買受適格証明の対象に、国及び県等が農地を取得し転用する場合の協議の成立を加えています。

第19号では、非農地とした土地を農地再生した場合の処理を加えています。

第20号では、贈与税及び相続税の納税猶予を引き続き受けるとき

の条件に、「農業経営」のほか「特定貸付け」及び「営農困難時貸付け」もあることから、これらを網羅するため条文を整理しています。

第21号では、引用する附則の条項を整理しました。

第4条は、専決の報告等ですが、農地再生した土地について追加し、あわせてこの度の改正に伴い、号数を整理しています。

次に、議案第44号「周南市農業委員会事務局規程の一部を改正する規程制定について」ご説明します。

議案第44号別紙に参考として添付しております周南市農業委員会事務局規程新旧対照表をご覧ください。

第4条第1項第1号サでは、贈与税及び相続税の納税猶予を引き続き受けるときの条件に、「農業経営」のほか「特定貸付け」及び「営農困難時貸付け」もあることから、これらを網羅するため条文を整理しています。

同号シでは、字句及び引用する条項を整理しています。

なお、地方税法での汎用性をもたせるため、(ウ)を追加しました。

同項第8号では、「非農地耕作再開届出」に関する事務を加え、同項第9号以降の改正はこの度の改正を整理しています。

以上でございます。

議長（山下会長）

議案第43号及び議案第44号について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第43号及び議案第44号について採決を行います。

両議案とも原案どおり可決することに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第43号及び議案第44号は、原案のとおり可決いたします。

次に、議事日程第3、報告事項に入ります。

中山事務局長	報告第74号「農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について」、事務局より説明をお願いします。 中山事務局長 9ページから10ページの報告第74号は、農地等を相続等により所有権移転した旨を農業委員会に届出するもので、今回は6件です。 内容は記載のとおりで、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。 以上でございます。
議長（山下会長）	説明が終わりました。 以上で、報告第74号を終わります。
中山事務局長	続きまして、報告第75号「農地法第4条第1項第8号及び農地法施行規則第29条の規定による農地の転用の制限の例外としての届出について」、事務局より説明をお願いします。 中山事務局長 11ページの報告第75号は、許可は要しないとされているもので、農業委員会に文書を提出していただいているものです。 今回は2件で、農地法施行規則第29条第1号に規定された農業用施設に転用するものです。 内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理致しましたので、ご報告いたします。 以上でございます。
議長（山下会長）	説明が終わりました。 以上で、報告第75号を終わります。
	続きまして、報告第76号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地等の転用のための権利移動の届出について」、事務局より説明をお願いします。 中山事務局長

中山事務局長

12ページの報告第76号は、市街化区域内にある農地等をあらかじめ農地等の所有者及び転用事業者が農業委員会に届け出て、農地等以外のものに転用するため、農地等の権利移動をするもので、許可は不要とされています。

今回は、3件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第76号を終わります。

続きまして、報告第77号「農地法第6条の2第1項の規定による農地所有適格法人以外の法人等からの農地等の利用状況の報告について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

13ページの報告第77号について説明します。

農地所有適格法人以外の法人又は農作業に常時従事すると認められない個人は、農地等を所有することはできませんが、農地等を適正に利用していないと認められる場合に賃貸借権又は使用貸借の解除をする旨の条件を付した上で、農地等を借りることができます。

農地所有適格法人以外の法人等がこれらの農地等を適正に利用していることを農業委員会が確認するため、農地法第6条の2第1項及び農地法施行規則第60条の2の規定により、毎年、事業年度終了後3か月以内に農地等の利用状況として、作物ごとの作付面積、他の農業者との適切な役割分担、常時従事者の状況などを報告しなければならない、とされているもので、今回は2件の報告ありました。

添付書類も完備されており、農地等の利用が適正に行われている

ことを確認しましたので、ご報告いたします。

なお、番号1番は、農事組合法人ではありますが、農地法第2条第3項第3号に規定された、法人の理事等の過半がその法人の農業に常時従事する構成員であることとする役員要件を満たしていないことから、農地所有適格法人以外の法人として報告しています。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第77号を終わります。

続きまして、報告第78号「非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等が非農地であることの報告について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

14ページの報告第78号は、非農地判断施行前に非農地扱いとした土地、事務局判断により非農地扱いとした土地又は農地とした荒廃農地のうち、課税地目が田又は畑以外であるものについて、周南市農業委員会非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等の非農地判断等に関する要綱の規定に基づき、総会へ非農地であることを報告するもので、今回は、土地所有者等から非農地通知書交付の希望のあった5件です。

これらの土地は、既に農地台帳の現況地目を非農地として処理していましたが、今回、非農地であることを総会へ報告し、非農地判断の手続を補完するものです。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第78号を終わります

続きまして、報告第79号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況についての税務署からの照会に対する回答等について」、

事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

15ページの報告第79号は、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況についての税務署からの照会に対して、周南市農業委員会登記官等からの照会に係る事務処理要領の規定に基づき、農地台帳等で確認の上、農業委員及び農地利用最適化推進委員3人と事務局職員で現地調査を行い、委員3人の協議により照会のあった土地が農地に該当するか否かの判断及び利用状況等を確認し、その結果等を回答したので、同要領第14条の規定により報告するもので、今回は2件です。

番号1番及び番号2番は徳山税務署からの照会で、それぞれ記載のとおり回答をいたしました。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第79号を終わります。

続きまして、報告第80号「現況が農地でないことの証明等について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

16ページから17ページの報告第80号は、周南市農業委員会非農地証明に係る事務処理要領の規定に基づき、非農地証明願の提出による非農地証明書交付の申請を受け、農地台帳等で事前調査の上、農業委員及び農地利用最適化推進委員3人に事務局職員が同行して現地調査を行い、委員3人の協議により申請地が農地に該当するか否かの判断をし、その結果により非農地証明書等を交付したので、同要領第18条の規定により報告するもので、今回は3件です。

非農地判断の結果、非農地であると決定し、非農地証明書を交付しました。

なお、番号1番、番号2番、番号3番の農振農用地の土地は、現

議長（山下会長）

況が農地でないこと、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に掲げる要件、農業生産基盤整備事業の実施等により農業上の土地利用を進める具体的な見通しがないことを満たすことから、農業振興地域整備計画については、農用地区域から除外されるものです。

以上でございます。

説明が終わりました。

以上で、報告第80号を終わります。

これを持ちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしましたので、令和6年第10回、周南市農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

閉会（午前11時13分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し議長及び署名委員がこれに署名する。

署 名 人

令和6年10月10日

周南市農業委員会

議長（会長） 山 下 敏 彦

署名委員 高 橋 恵

署名委員 市 川 進